

# 住宅性能評価

住宅性能評価業務の手数料については、以下のとおりです。(令和元年10月1日から適用)

- 1 評価業務規程第5章の料金は、次のとおり別表第1から別表第15までに定めたとおりとする。
- 2 この別表に記載していない料金については、申請者と株式会社広島建築住宅センターが協議して決める。

別表第1 設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200㎡以内	53,000
	200㎡を超えるもの	63,000
共同住宅等	500㎡以内	$63,000 + M \times 12,000$
	500㎡を超え1,000㎡以内	$P \times 20,000 + 61,000 + M \times 12,000$
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	$P \times 20,000 + 61,000 + M \times 12,000$
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	$P \times 20,000 + 173,000 + M \times 12,000$
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	$P \times 20,000 + 326,000 + M \times 11,000$
	50,000㎡を超えるもの	$P \times 20,000 + 764,000 + M \times 11,000$

※ 上記の料金は、温熱環境に関する表示すべき事項を断熱等性能等級とした場合の料金である。一次エネルギー消費量等級の場合は、戸建住宅は10,000円、共同住宅等は1住戸あたり1,000円追加する。

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を500㎡で除した数値、Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第2 設計住宅性能評価料金(性能表示事項の全て)

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	64,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	74,000
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 以内	61,000+M×13,000
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	P×20,000+61,000+M×13,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	P×20,000+61,000+M×13,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	P×20,000+234,000+M×13,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	P×20,000+530,000+M×12,000
	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	P×20,000+968,000+M×12,000

※ 選択表示項目を1以上追加する場合に適用する（別表第5に同じ）。

※ 上記の料金は、温熱環境に関する表示すべき事項を断熱等性能等級とした場合の料金である。一次エネルギー消費量等級の場合は、戸建住宅は10,000円、共同住宅等は1住戸あたり1,000円追加する。

※ Pは延床面積から500 m<sup>2</sup>減じた数値を500 m<sup>2</sup>で除した数値、Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第3 第28条第1号の申請と同時になされる設計住宅性能評価の料金の減算額

(単位：円、消費税込)

種別	床面積の合計	料金の減算額
一戸建ての住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	8,000 (5,000)
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	9,000 (7,000)
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 以内	6,000
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	7,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	12,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	36,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	57,000
	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	122,000

※ ( )内は住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等製造者の場合を示す。

別表第4 建設住宅性能評価料金（必須評価事項のみ）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	94,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	105,000
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 以内	$N \times 64,000 + M \times 12,600$
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	$N \times (P \times 5,200 + 64,000) + M \times 12,600$
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	$N \times (P \times 5,200 + 64,000) + M \times 12,600$
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	$N \times (P \times 5,200 + 210,000) + M \times 9,400$
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	$N \times (P \times 5,200 + 314,000) + M \times 6,300$
	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	$N \times (P \times 5,200 + 419,000) + M \times 6,300$

※ Pは延床面積から500 m<sup>2</sup>減じた数値を500 m<sup>2</sup>で除した数値、Mは評価対象住戸数、Nは検査を行った回数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第5 建設住宅性能評価料金（性能表示事項の全て）

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	94,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	105,000
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 以内	$N \times 64,000 + M \times 13,600$
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	$N \times (P \times 5,200 + 64,000) + M \times 13,600$
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	$N \times (P \times 5,200 + 64,000) + M \times 13,600$
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	$N \times (P \times 5,200 + 210,000) + M \times 10,500$
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	$N \times (P \times 5,200 + 314,000) + M \times 7,300$
	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	$N \times (P \times 5,200 + 419,000) + M \times 7,300$

※ Pは延床面積から500 m<sup>2</sup>減じた数値を500 m<sup>2</sup>で除した数値、Mは評価対象住戸数、Nは検査を行った回数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第6 既存の戸建住宅の建設住宅性能評価料金

(単位：円、消費税込)

	床面積の合計	料金の額
ある場合 設計図書が	100 m <sup>2</sup> 以内	53,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	62,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	75,000
	500 m <sup>2</sup> を超えるもの	P×50,300+75,000
ない場合 設計図書が	100 m <sup>2</sup> 以内	71,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	82,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	101,000
	500 m <sup>2</sup> を超えるもの	P×67,000+101,000

※ Pは延床面積から500 m<sup>2</sup>減じた数値を500 m<sup>2</sup>で除した数値とする。

※ 必須項目以外(例：白蟻被害等)は、別途見積もりにより加算する。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第7 第28条第2号の申請と同時になされる建設住宅性能評価の料金の減算額

(単位：円、消費税込)

種別	床面積の合計	料金の減算額
の住宅 一戸建て	200 m <sup>2</sup> 以内	9,000 (7,000)
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	10,000 (7,000)
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 以内	20,000
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	30,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	34,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	63,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	117,000
	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	238,000

※ ( )内は住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等製造者認証の場合を示す。

別表第8 他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（必須評価事項のみ）

（単位：円、消費税込）

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	21,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	21,000
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 以内	26,000+M×8,400
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	32,000+M×8,400
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	45,000+M×8,400
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	127,000+M×8,400
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	201,000+M×7,300
	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	412,000+M×6,300

※ Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第9 他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額（性能表示事項の全て）

（単位：円、消費税込）

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	21,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	21,000
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 以内	26,000+M×9,400
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	32,000+M×9,400
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	45,000+M×9,400
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	127,000+M×9,400
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	201,000+M×8,400
	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	412,000+M×7,300

※ Mは評価対象住戸数とする。

※ 1,000円未満の端数は切捨てとする。

別表第 10 第 28 条第 3 号 地方公共団体等が行う場合の減算額

条 件	料 金 の 額
同一建物（形態、構造）を 2 棟以上 同時申請	1 棟は通常の料金とし 2 棟目以上は 半額とする。

別表第 11 第 28 条第 4 号 住宅型式性能認定・認証型式住宅部分等製造者認証の  
場合の減算額 (単位：円、消費税込)

	床 面 積 の 合 計	料 金 の 額	
		設計性能評価	建設性能評価
戸 建 住 宅	200 m <sup>2</sup> 以内	16,000	28,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	19,000	31,000

別表第 12 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金加算額

〈簡易測定法（測定バッジ）〉 (単位：円、消費税込)

住戸数（近接地で同時期に 測定可能な場合）	ホルムアルデヒドのみ （1 住戸当り）	ホルムアルデヒド・トルエン・キシレ ン・エチルベンゼン・スチレン （1 住戸当り）
1	29,000	40,000
2～5	23,000	34,000
6～8	20,000	30,000
9・10	18,000	28,000
11～	17,000	26,000

〈標準測定法（空気採取法）〉 (単位：円、消費税込)

測定する化学物質	空気採取料金以外の料金 （1 住戸当り）	空気採取料金 （1 住戸当り）
ホルムアルデヒドのみ	89,000	別途見積り
ホルムアルデヒド・トルエン・キシレ ン・エチルベンゼン・スチレン	136,000	別途見積り

別表第 13 遠隔地の場合の建設住宅性能評価料金の加算額(1日当たり)

(単位：円、消費税込)

	室内空気中の化学物質の濃度等の測定について	料金加算額
共同住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 50 km を超え 100 km 未満の地域に存する場合	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない場合	8,000
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合	17,000
共同住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 100 km を越える地域に存する場合	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行わない場合	17,000
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合	34,000

別表第 14 建設住宅性能評価の解除の場合の評価料金の返還

(イ) 欄 契約の解除を行った時期	(ロ) 欄 当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第 1 回の現場審査の前日まで	0.95
第 1 回の現場審査を実施した日から第 2 回の現場審査の前日まで	0.7
第 2 回の現場審査を実施した日から第 3 回の現場審査の前日まで	0.45
第 3 回の現場審査を実施した日から第 4 回の現場審査の前日まで	0.2
第 4 回の現場審査を実施した日以降	0.0

別表第 15 住宅性能評価書の再交付を行う場合の料金

(単位：円、消費税込)

再 交 付 料 金	料 金
評価書 1 通につき	5,500